

薬食血発 1006 第 1 号
平成 26 年 10 月 6 日

各都道府県薬務主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長
（ 公 印 省 略 ）

「献血血液の研究開発等での使用に関する指針」に基づく
公募の実施について

血液行政の推進につきましては、平素より多大な御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

国民の善意の献血によって得られる血液を研究開発等に使用することについては、「「献血血液の研究開発等での使用に関する指針」の一部改正について」（平成 26 年 9 月 30 日薬食発 0930 第 1 号厚生労働省医薬食品局局长通知。）の別添「献血血液の研究開発等での使用に関する指針」により、その扱いを示しているところです。

今般、当該指針に基づき、別添のとおり平成 27 年度の献血血液の研究開発等への使用を希望する者の公募を行うこととなりましたので、貴管内医療機関、日本赤十字社血液センター及び市町村において、血液製剤の安全性向上等の研究開発等に携わる者に周知をしていただくよう、よろしくお願いいたします。

山 梨 県
衛 生 薬 務 課
26.10.10
衛 薬 第 号